



# 令和3年度 富山県社会福祉協議会 児童養護施設退所者等自立支援資金貸与のご案内

教習中



**あなたの新生活を応援します！**

この制度は、富山県内の児童養護施設等を退所された方や里親等の委託を解除された方に、生活費・家賃・資格取得にかかる費用を貸与し、その自立を支援するものです。

**規定の年数継続して就業すると、返還が免除になります！**

## ●貸与対象者・貸与の内容について

### (1) 生活支援費

【貸与対象者】①進学者※

②新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある就職者

【貸与期間】進学者：在学期間

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者：12か月

【貸与額】進学者：5万円/月（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を8万円/月とする）

就職者：8万円/月

### (2) 家賃支援費

【貸与対象者】①進学者

②就職者

【貸与期間】進学者：在学期間

就職者：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間

（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

【貸与額】一月当たりの家賃相当額（居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。（例：33,000円（富山市））

### (3) 資格取得支援費

【貸付対象者】①入所中または里親等に委託中の方

②退所・委託解除後4年以内の進学者

【貸与回数】1人当たり1回限り（一括交付）

【貸与額】25万円まで（就職に必要な資格の取得に要する費用の実費（例：運転免許取得の費用等））

※「進学者」…大学・高等専門学校・専修学校等に在学する方

## ●返還免除要件について

- ・生活支援費、家賃支援費…就職した日から**5年間**就業を継続した場合
- ・資格取得支援費 …就職した日から**2年間**就業を継続した場合

※進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職する必要があります。

※就職しなかった場合、資格が取得できなかった場合等は返還する必要があります。



**返還が免除！**

## ●申請方法について

借用申請にあたっては、児童養護施設・担当の児童相談所等とご相談のうえ、当センターまでご連絡ください。

制度に関するお問い合わせは、

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県健康・福祉人材センター

〒930-0094 富山県富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

TEL：076-432-6156

まで

